

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の制定について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、静岡市立の小学校及び中学校の教育職員等（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市立の小学校及び中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師
- (2) 市立の小学校及び中学校の事務職員（行政的業務に従事する職員として静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めるものに限る。）
- (3) 市立の小学校及び中学校の栄養士（専ら小学校及び中学校の職務に従事すべき職員でないものとして教育委員会が定めるものを除く。）

(給与の種類)

第3条 この条例において「給与」とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第9条の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当をいう。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料

表に定めるところによる。

- (1) 小学校中学校教育職給料表（別表第1）
- (2) 小学校中学校行政職給料表（別表第2）
- (3) 小学校中学校医療職給料表（別表第3）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第11条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第4に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 教育委員会は、第2項に規定する職員の職を前項に規定する職務の級のいずれかに格付し、当該給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

（初任給及び昇給等の基準）

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合又は一つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（再任用職員の給料月額）

第6条 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定

により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（特殊勤務手当）

第7条 特殊勤務手当の種類は、特殊業務手当、教育業務連絡指導手当及び多学年学級担当手当とする。

- 2 特殊業務手当は、小学校又は中学校に所属する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務のものに限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるとして教育委員会規則で定めるものに該当するときに支給する。

（1）学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの

- ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

（2）修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し実施するものに限る。）において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの

（3）教育委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日（勤務時間条例第3条の規定による週休日をいう。）、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくはこれに相当する日（以下この項において「週休日等」という。）に行うもの

（4）学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒に対する指導業務で、週休日等又は正規の勤務時間が勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間である日に行うもの

- 3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき8,000円（同項第1号アの業務に従事した場合において、被害が特に甚大な非常災害（教育委員会が別に定めるものに限る。）の際に

心身に著しい負担を与えるものとして教育委員会が別に定める業務に従事したときは、従事した日1日につき16,000円)を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

- 4 教育業務連絡指導手当は、小学校又は中学校に所属する教諭、養護教諭及び栄養教諭のうち、その職務が困難であるとして教育委員会規則で定める職務を担当する教諭、養護教諭及び栄養教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。
- 5 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき200円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。
- 6 多学年学級担当手当は、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（第14条において読み替えて準用する静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条において読み替えて準用する静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第12条第1項の規定による給料の調整額の支給を受ける者を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。
- 7 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき、3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導にあつては350円、2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導にあつては290円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額とする。
- 8 第2項に規定する特殊業務手当の額は、勤務時間又は勤務状況によりこれを減額して支給することができる。
- 9 前項の規定による特殊業務手当の調整の基準は、教育委員会規則で定める。
- 10 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（へき地手当等）

第8条 へき地手当は、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定により条例で指定するへき地学校等として教育委員会規則で定めるもの（以下「へき地学校等」という。）に勤務する職員に支給する。

- 2 へき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める。
- 3 第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第16条第1項の規定により地域手当を支給される職員には、同条の規定による地域手当の額の

限度において、へき地手当は支給しない。

第9条 職員が、学校又は共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の共同調理場をいう。以下同じ。）を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校又は共同調理場が移転し当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校若しくは共同調理場又はその移転した学校若しくは共同調理場がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等で教育委員会規則で定めるもの（以下「特別指定学校等」という。）に該当するときは、当該職員には、教育委員会規則で定めるところにより、当該異動又は移転の日から3年以内の期間（当該異動又は移転の日から起算して3年を経過するときにおいて教育委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）は、給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内でへき地手当に準ずる手当を支給する。

2 新たにへき地学校等又は特別指定学校等に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、教育委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じてへき地手当に準ずる手当を支給する。

（期末手当基礎額等に係る加算）

第10条 第4条第1項に規定する各給料表の適用を受ける職員で、次に掲げるものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第28条第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級以上であるもの
- (2) 小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (3) 小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (4) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して前3号に掲げる者に相当する職員として教育委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、前項中「第28条第4項」とあるのは「第31条第3項において準用する給与条例第28条第4項」と読み替えるものとする。

(臨時又は非常勤職員の給与)

第11条 臨時又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の給与に関する事項は、別に教育委員会が定める。

(口座振替による支払)

第12条 給与は、職員(退職した者を含む。)から申出があった場合は、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第13条 法第25条第2項の規定に基づき、次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助会の会費
- (2) 職員の互助会がその構成員のために行う福利事業に係る経費
- (3) 法第53条の規定により登録を受けた職員団体(以下「登録を受けた団体」という。)がその運営のため職員から徴収する経費
- (4) 登録を受けた団体がその構成員のために行う福利厚生事業に係る経費
- (5) 団体扱いに係る生命保険料及び損害保険料
- (6) 学校に勤務する職員の給食費及びPTA活動に係る経費

(準用)

第14条 職員の給与については、この条例に定めるもののほか、教育職員給与条例の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる教育職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項	高等学校に勤務する	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第 号)第2条第1号に掲げる
	義務教育諸学校に勤務する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、義務教育等教員特別手当	義務教育等教員特別手当
第14条	給与条例第13条	給与条例第12条第2項中「給料月額(再任用短時間勤務職員にあつては、第7条第1項の規定による

		給料月額) に100分の2 を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする」とあるのは「給料月額の100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額とする」と、給与条例第13条
	給与条例第24条ただし書	給与条例第16条第2項中「100分の6(医療職給料表(1)の適用を受ける職員については100分の16)」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書
	定時制通信教育手当	へき地手当(へき地手当に準ずる手当を含む。)
	給与条例第36条第2項	給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項

(静岡市人事委員会との協議)

第15条 教育委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ静岡市人事委員会と協議しなければならない。この条例の規定により教育委員会が定めることとされている事項のうち静岡市人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(旧県費負担教職員の職務の級及び号給の切替え等)

2 平成29年4月1日(以下この項から附則第4項まで、第7項、第8項及び第11項において「権限移譲日」という。)の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による改正前の市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により給与等が静岡県の負担であった者が権限移譲日において引き続き本市の職員であるもの(次項から附則第10項までにおいて「旧県費負担教職員」という。)のうち、権限移譲日の前日において職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)又は静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)(附則第4項から第8項までにおいてこれらを「権限移譲前の県条例」という。)の規定による給料表の適用を受けていた職員の権限移譲日における職務の級、号給又は給料月額は、教育委員会が別に定める。

(育児休業等の取扱い)

3 旧県費負担教職員のうち、権限移譲日の前日において育児休業中の職員その他教育委員会が定める職員の昇給の取扱いは、他の職員との均衡を失しない範囲で教育委員会が別に定める。

(扶養手当の認定の取扱い)

4 旧県費負担教職員の扶養親族で、権限移譲日の前日までに、権限移譲前の県条例の規定により扶養親族の届出をし、当該旧県費負担教職員の扶養親族として認定されているものについては、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例により届出がなされ、扶養親族として認定がなされたものとみなす。

(期末手当の取扱い)

5 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第28条の規定を適用する。

(勤勉手当の取扱い)

6 旧県費負担教職員のうち、平成28年12月2日以後権限移譲前の県条例の適用を受ける職員であった者については、当該職員であった期間をこの条例の適用を受ける職員であった期間とみなし、第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において読み替えて準用する給与条例第31条の規定を適用する。

(経過措置)

7 旧県費負担教職員のうち、その者の受ける給料月額が権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定に基づき受けていた給料月額とこれらの条例の一部改正に伴う経過措置として支給される給料との合計額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

8 旧県費負担教職員のうち、次の各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により行政職給料表の5級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校行政職給料表の4級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校行政職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額

(2) 権限移譲日の前日においてその職務の級が権限移譲前の県条例の規定により医療職給料表(2)の6級であった職員で、附則第2項の規定により教育委員会が定めた職務の級がこの条例の小学校中学校医療職給料表の5級であるもの 権限移譲日の前日において権限移譲前の県条例の規定によりその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給を、この条例の規定による小学校中学校医療職給料表において適用した場合に、その者に支給されることとなる給料月額

9 旧県費負担教職員（前2項に規定する職員を除く。）について、前2項による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

10 旧県費負担教職員が、附則第7項及び第8項の規定による給料（前項の規定により支給される給料を含む。）のいずれの支給も受けることとなる場合においては、いずれか有利な給料をもって支給する。

- 11 権限移譲日以後に新たにこの条例の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第7項から前項までの規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則で定めるところにより、附則第7項から前項までの規定に準じて、給料を支給する。

(静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

- 12 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条中「）第14条」を「。以下「教育職員給与条例」という。）第14条及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号）第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条」に改める。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 13 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「者」の次に「、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号）の適用を受ける者」を加える。

(静岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

- 14 静岡市職員等の旅費に関する条例（平成15年静岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）」を「、静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第 号）」に改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800

6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900

37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
38	223,700	252,300	344,200	368,800	448,900
39	225,400	254,800	346,200	370,300	449,400
40	227,100	257,100	348,100	371,900	449,900
41	228,700	259,800	349,900	373,100	450,400
42	230,400	262,200	351,700	374,500	450,900
43	232,000	264,400	353,500	375,900	451,400
44	233,600	266,600	355,200	377,400	451,900
45	235,300	268,800	357,000	378,900	452,400
46	236,800	271,000	358,700	380,500	452,900
47	238,200	273,200	360,200	382,100	453,400
48	239,600	275,200	361,800	383,600	453,900
49	241,000	277,500	363,100	385,000	454,400
50	242,400	279,500	364,600	386,500	454,900
51	243,900	281,400	366,200	388,000	455,400
52	245,100	283,400	367,800	389,400	455,900
53	246,200	285,200	369,300	390,600	456,400
54	247,600	287,600	370,800	391,900	
55	248,800	289,900	372,300	393,000	
56	250,000	292,400	373,800	394,100	
57	251,200	294,500	375,300	395,500	
58	252,400	297,000	376,700	396,700	
59	253,500	299,300	378,100	397,900	
60	254,700	302,000	379,400	399,200	
61	256,100	304,400	380,300	400,400	
62	257,300	306,800	381,500	401,400	
63	258,500	309,300	382,700	402,800	
64	259,400	311,600	383,800	404,100	
65	260,400	313,900	384,700	405,300	
66	261,800	316,100	385,900	406,400	
67	263,200	318,200	386,900	407,600	

68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800

99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	
107	301,500	379,100	413,400	
108	301,700	380,100	413,600	
109	301,900	380,900	413,800	
110	302,100	381,900		
111	302,400	382,900		
112	302,700	383,900		
113	302,900	384,500		
114	303,100	385,400		
115	303,300	386,300		
116	303,600	387,200		
117	303,900	388,000		
118	304,200	388,700		
119	304,500	389,500		
120	304,800	390,300		
121	304,900	390,900		
122	305,100	391,700		
123	305,400	392,400		
124	305,700	393,100		
125	305,900	393,700		
126		394,400		
127		394,900		
128		395,500		
129		396,200		

130	396,800
131	397,300
132	397,800
133	398,100
134	398,400
135	398,700
136	399,000
137	399,300
138	399,600
139	399,900
140	400,200
141	400,500
142	400,800
143	401,100
144	401,400
145	401,600
146	401,900
147	402,200
148	402,400
149	402,600
150	402,900
151	403,200
152	403,400
153	403,600
154	403,900
155	404,200
156	404,400
157	404,600
158	404,900
159	405,200
160	405,400

	161		405,600			
	162		405,900			
	163		406,200			
	164		406,400			
	165		406,600			
再任用職員		224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭であるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600

16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700

47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400

78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800	380,700		
95		294,400	342,300	381,100		
96		294,800	342,700	381,500		
97		295,000	342,800	381,800		
98		295,300	343,300	382,300		
99		295,700	343,700	382,700		
100		296,100	344,000	383,100		
101		296,300	344,300	383,400		
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			

	109		298,700	347,700			
	110		299,100	348,100			
	111		299,500	348,400			
	112		299,800	348,700			
	113		299,900	349,200			
	114		300,200				
	115		300,500				
	116		300,900				
	117		301,100				
	118		301,300				
	119		301,600				
	120		301,900				
	121		302,300				
	122		302,500				
	123		302,800				
	124		303,100				
	125		303,400				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200

8	157, 100	195, 400	230, 700	254, 600	292, 900	340, 400
9	158, 800	197, 000	232, 000	255, 900	294, 900	342, 300
10	160, 500	198, 700	233, 500	256, 900	297, 100	344, 400
11	162, 200	200, 300	234, 900	257, 900	299, 200	346, 600
12	164, 000	202, 000	236, 100	258, 900	301, 400	348, 700
13	165, 500	203, 600	237, 800	260, 200	303, 600	350, 300
14	167, 400	205, 200	239, 200	261, 700	305, 500	352, 300
15	169, 400	206, 800	240, 400	263, 300	307, 600	354, 200
16	171, 300	208, 400	241, 800	264, 800	309, 600	356, 200
17	173, 200	209, 900	242, 900	266, 300	311, 700	358, 100
18	175, 100	211, 500	244, 100	268, 100	313, 700	360, 100
19	176, 900	213, 200	245, 300	269, 900	315, 800	362, 100
20	178, 800	214, 900	246, 500	271, 700	317, 900	364, 100
21	180, 700	216, 200	247, 900	273, 500	319, 800	365, 900
22	182, 200	217, 700	248, 900	275, 300	321, 800	367, 900
23	183, 700	219, 100	249, 900	277, 100	323, 700	370, 000
24	185, 200	220, 600	251, 000	278, 800	325, 700	372, 100
25	186, 800	222, 000	252, 200	280, 600	327, 600	373, 500
26	188, 300	223, 400	253, 600	282, 500	329, 500	375, 300
27	189, 800	224, 700	255, 000	284, 400	331, 500	377, 100
28	191, 200	226, 000	256, 500	286, 200	333, 500	378, 800
29	192, 700	227, 400	257, 900	288, 200	335, 000	380, 600
30	194, 000	228, 800	259, 600	290, 000	336, 800	382, 100
31	195, 300	230, 300	261, 300	291, 800	338, 500	383, 700
32	196, 600	231, 700	262, 900	293, 700	340, 300	385, 400
33	198, 000	233, 000	264, 400	295, 400	342, 000	386, 700
34	199, 400	234, 300	266, 200	297, 100	343, 800	388, 000
35	200, 800	235, 300	267, 900	298, 900	345, 700	389, 300
36	202, 200	236, 600	269, 600	300, 700	347, 500	390, 500
37	203, 300	238, 000	271, 100	302, 200	349, 300	391, 600
38	204, 600	239, 300	272, 800	303, 900	351, 000	392, 800

39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	405,500
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	405,800
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	406,100
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	406,300

70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	406,600
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	406,900
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	407,200
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	407,400
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		

101		292,700	329,300	350,800			
102		292,900	329,600	351,200			
103		293,100	330,000	351,600			
104		293,400	330,200	352,000			
105		293,700	330,300	352,500			
106			330,600				
107			331,000				
108			331,200				
109			331,400				
110			331,800				
111			332,200				
112			332,600				
113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

別表第4（第4条関係）

（1）小学校中学校教育職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の講師の職務
2級	小学校及び中学校の教諭の職務
特2級	小学校及び中学校の主幹教諭の職務
3級	小学校及び中学校の教頭の職務
4級	小学校及び中学校の校長の職務

（2）小学校中学校行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の主事の職務
2級	小学校及び中学校の高度の知識及び経験を要する主事の職務
3級	小学校及び中学校の主任である主事の職務
4級	小学校及び中学校の事務主査の職務
5級	小学校及び中学校の事務主幹の職務
6級	小学校及び中学校の統括事務主幹の職務

(3) 小学校中学校医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	小学校及び中学校の栄養士の職務
2級	小学校及び中学校の高度の知識及び経験を要する栄養士の職務
3級	小学校及び中学校の特に高度の知識及び経験を要する栄養士の職務
4級	小学校及び中学校の極めて高度の知識及び経験を有する栄養士の職務
5級	小学校及び中学校の主査の職務
6級	小学校及び中学校の主幹の職務